**ホームページ公開用**

**福岡県における効率的な医療・介護提供体制構築のための基礎的研究**

**・はじめに**

日本の医療費は増加傾向にあり、皆様が支払う保険料の負担割合も増加しています。このため、数度の医療法改正を通して、医療機関や病床の機能分化が図られてきました。中でも、2014年に行われた施行された医療介護一括法のうち、第6次医療法改正では、医療計画の策定プロセスが大きく見直され、病床機能報告制度の導入による病床機能の明確化、機能分化・連携構築・ネットワーク化促進への取り組みも期待されています。また、医療･介護の連携強化、一体的な提供体制の構築が図られています。

また、平成26年度の診療報酬改定は入院医療・外来医療を含めた医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実等に取り組み、医療提供体制の再構築、地域包括ケアシステムの構築を意図したものでしたが、実際の政策に対する評価は行われていません。また、平成27年度には高額療養費における自己負担の変更がなされる予定です。

しかしながら地域医療・介護連携体制といった政策や、自己負担の変化による受診行動の変化の評価は行われていません。

今回、私達はレセプトデータ(注1)を分析して、福岡県における医療・介護提供体制に関して調査し、地域医療連携体制や自己負担の変化による変化が被保険者の受診行動、医療・介護給付費や在院日数に与える影響について統計学的に解析し、効率的な資源配分につながる医療・介護提供体制の構築を模索します。

**・対象**

研究にご協力いただいている全国健康保険協会福岡支部、福岡県内の国民健康保険もしくは福岡県後期高齢者医療広域連合の被保険者の方を対象に致します。

**・研究内容**

2010年度から2015年度までの医療機関での受診情報より、次の情報を取得し、自己負担割合と地域医療連携体制が被保険者の受診行動・医療費・在院日数に与える影響を調べます。

・病院・診療所の受診に関する情報(歯科含む)

ⅰ)受診者及び請求に関する情報

ⅱ)傷病に関する情報

ⅲ)診療行為に関する情報

・DPC病院への入院に関する情報

ⅰ)受診者及び請求に関する情報

ⅱ)傷病に関する情報

ⅲ)診療行為に関する情報

・調剤薬局からの情報

ⅰ)受診者及び請求に関する情報

ⅱ)調剤行為に関する情報

この研究を行うことで被保険者の方に余分な負担が生じることはありません。

**・個人情報の管理について**

個人情報漏洩を防ぐため、レセプトデータに記録されている情報は、保険者によって、個人を特定できる情報を削除し、データの数字化、データファイルの暗号化されています。さらに九州大学大学院医学研究院医療経営・管理学講座においては、データ保管場所の入退室管理などの厳格な対策を取り、個人情報を取り扱うことはいたしません。したがって対象者の方の個人情報が漏れることはありません。

また、本研究の実施過程及びその結果の公表（学会や論文等）の際には、対象者の皆さんを特定できる情報は一切含まれません。

**・研究期間**

研究を行う期間は承認日より2019年3月31日までです。

**・データの二次利用について**

研究において得られたデータは、九州大学大学院医学研究院医療経営・管理学講座において、研究責任者の責任の下、研究期間終了後5年間保存した後、研究用ID等を消去し、廃棄します。データを二次利用する際には、新たな研究計画として申請し、倫理審査委員会で承認された後に利用します。

**・医学上の貢献**

本研究により加入者の方が直接受けることができる利益はありませんが、研究成果は将来的にうける可能性がある手術や薬を決定する要因の一助になり、多くの方に貢献できる可能性が高いと考えます。

**・研究機関**

研究分担者：福岡県　保健環境研究所　管理部企画情報管理課・主任技師・西巧

　　　　　　　　　 九州大学大学院医学系学府　医学専攻・大学院生・前田俊樹

　　　　　　　 九州大学大学院医学系学府　医学専攻・大学院生・原野由美

　　　　　　　　九州大学大学院医学系学府　医学専攻・大学院生・安井みどり

　　　　　　　　九州大学大学院医学系学府　医学専攻・大学院生・村田典子

　　　　　　　　九州大学大学院医学系学府　医学専攻・大学院生・姜鵬

　　　　　　　　九州大学大学院医学系学府　医療経営・管理学専攻・大学院生・藤田貴子

連絡先：〒812-8582 福岡市東区馬出3-1-1
Tel：092-642-6960　Fax：092-642-6961　（平日 9:00 〜 17:00）

E-mail:babazono@hcam.med.kyushu-u.ac.jp

**・注釈**

1. レセプトデータとは、健康保険を利用できる医療機関を受診した際に発行される診療内容や請求額などが記載されている診療報酬明細書を電子化したものです。第三者支払機関を通じて保険者に送られています。
2. DPC病院とは、主に急性期の入院医療を行う病院であって診断群分類包括評価制度(DPC/PDPS)を導入している病院です。これらの病院のうち、一日あたり包括払いの対象となったものが、DPCレセプトとして請求されます。